

水濁法の手引き

1 概要

(1) 対象となる施設

○水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、次に該当する施設及び水質汚濁防止法第2条第3項に規定する指定地域特定施設が該当します。

- ・ 排出水の日最大量が 50 m³ 未満の工場又は事業場に設置されるもの
- ・ 下水道終末処理施設
- ・ 地方自治体が設置するし尿処理施設、廃油処理施設
- ・ 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設
- ・ 水質汚濁防止法第2条第3項
指定地域特定施設（処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）

⇒これら以外の特定施設は、水濁法ではなく瀬戸法の手続きが必要です。

<注意点>

○上記の施設のうち、排出水の日平均量が 50 m³ 以上の工場又は事業場は、本手引きに記載した規制のほか、総量規制基準の規制が適用されます。

○詳しくは別途「瀬戸法の手引き」の次の内容を確認してください。

瀬戸法の手引き	内容
2. 2	汚濁負荷量の測定方法
3. 4	汚濁負荷量の測定方法の変更
4. 2	総量規制基準の遵守義務
4. 4	排出水の汚濁負荷量の測定等

(2) 有害物質

○工場又は事業場において有害物質の保有・取扱いがある場合は、手続きの際に該当する有害物質の項目について記載する必要があります。

○排出水がない工場又は事業場において、有害物質使用特定施設を設置する場合は【有害手引き2】を、有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は【有害手引き4】をご覧ください。

<有害物質>

カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル	1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
シアン化合物	トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	セレン及びその化合物
有機りん化合物	テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
鉛及びその化合物	ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	ふっ素及びその化合物
六価クロム化合物	四塩化炭素	チウラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
砒素及びその化合物	1,2-ジクロロエタン	シマジン	塩化ビニルモノマー
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ	1,4-ジオキサン

(3) 窓口

工場又は事業場の所在地	窓口
さぬき市、東かがわ市、 三木町、直島町	東讃保健福祉事務所 環境管理室 〒769-2401 さぬき市津田町津田 930 番地 2 大川合同庁舎 3 階 TEL : 0879-29-8268
丸亀市、坂出市、善通寺市、 宇多津町、綾川町、琴平町、 多度津町、まんのう町	中讃保健福祉事務所 環境管理室 〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目 526 TEL : 0877-24-9966
観音寺市、三豊市	西讃保健福祉事務所 環境管理室 〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号 三豊合同庁舎 1 階 TEL : 0875-25-6431
土庄町、小豆島町	小豆総合事務所 環境森林課 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 小豆合同庁舎内 TEL : 0879-62-2731

※高松市内の工場又は事業場については、高松市役所が管轄しています。

高松市環境局環境指導課

〒760-0080 香川県高松市木太町 2282-1 環境業務センター内

TEL : 087-839-2380

(4) 提出部数・手数料

2部（1部は控えとして返却します。）（水濁法施行規則第2条）

いずれの手続きも手数料は不要です。

2 設置前の手続き

2. 1 特定施設の設置

対象	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするとき
内容	知事に届け出なければならない。
時期	設置工事の60日以上前
様式	様式第1 特定施設設置届出書

(根拠：水濁法第5条第1項)

【解説】

(1) 条例との関係

- 特定施設及び指定地域特定施設のうち、日平均排水量が10 m³/日以上で最大排水量が50 m³/日未満の工場又は事業場に設置されるものは、条例で定める水質特定施設にも該当します。(条例第2条第9項)
- 本届出に全有機炭素(TOC)に関する事項を記載することにより、条例第36条に基づく水質特定施設の設置の届出は不要となります。(条例施行規則第86条第2項)

<参考>水質排水基準(条例施行規則第28条・別表第12)

項目	許容限度
全有機炭素(TOC)	160 mg/L

(2) 計画変更命令等

- 知事は、特定施設の設置の届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(届出に係る計画の廃止を含む。)又は届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。(水濁法第8条第1項)
- 知事は、特定施設の設置の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される特定事業場について、排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該特定事業場の設置者に対し、汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。(水濁法第8条の2)

2. 2 実施の制限

対象	2. 1の届出をした者
内容	○届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。 ○知事は、2. 1の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、60日の期間を短縮することができる。

(根拠：水濁法第9条)

【解説】

○届出後、県において内容審査の結果、問題がない場合には、県から工事実施制限期間短縮通知書を交付します。

3 設置後の手続き

3. 1 特定施設の構造等の変更

対象	次の事項の変更をしようとするとき ①特定施設の構造 ②特定施設の設備 ③特定施設の使用の方法 ④汚水等の処理の方法 ⑤排出水の汚染状態及び量（排水系統別の汚染状態及び量を含む。） ⑥排出水に係る用水及び排水の系統
内容	知事に届け出なければならない。
時期	変更工事の60日以上前
様式	様式第1 特定施設変更届出書

(根拠：水濁法第7条)

【解説】

○知事は、特定施設の構造等の変更届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（届出に係る計画の廃止を含む。）を命ずることができます。

(水濁法第8条第1項)

○知事は、特定施設の構造等の変更届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される特定事業場について、排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該特定事業場の設置者に対し、汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。(水濁法第8条の3)

3. 2 実施の制限

対象	3. 1の届出をした者
内容	○届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。 ○知事は、3. 1の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、60日の期間を短縮することができる。

(根拠：水濁法第9条)

【解説】

○届出後、県において内容審査の結果、問題がない場合には、県から工事実施制限期間短縮通知書を交付します。

3. 3 氏名の変更等

対象	次の事項に変更があったとき ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地
内容	知事に届け出なければならない。
時期	変更があった日から 30 日以内
様式	様式第 5 氏名等変更届出書

(根拠：水濁法第 10 条)

3. 4 使用の廃止

対象	特定施設の使用を廃止したとき
内容	知事に届け出なければならない。
時期	使用を廃止した日から 30 日以内
様式	様式第 6 特定施設使用廃止届出書

(根拠：水濁法第 10 条)

3. 5 承継

対象	① 2. 1 の届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者 ② 2. 1 の届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったとき
内容	①当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。 ②相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。 ⇒①又は②により 2. 1 の届出をした者の地位を承継した者は、知事に届け出なければならない。
時期	承継があった日から 30 日以内
様式	様式第 7 承継届出書

(根拠：水濁法第 11 条)

4 排水に関する規制

4. 1 排出水の排出の制限

対象	排出水を排出する者
内容	排出水の汚染状態が特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

(根拠：水濁法第12条)

【解説】

(1) 排水基準

○ここでいう排水基準とは、国が定める一律排水基準に加え、県が条例で定める上乗せ排水基準も含まれます。(水濁法第3条第3項、第8条第1項)

(2) 改善命令等

○知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。(水濁法第13条第1項)

4. 2 排出水の汚染状態の測定等

対象	排出水を排出する者
内容	○排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。 ○公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。
様式	様式第8 水質測定記録表

(根拠：水濁法第14条第1項、第4項)

【解説】

○2. 1又は3. 1の手続きの際に排水口ごとに記載した項目(様式第1の別紙4に記載した項目)について、定期的な測定を義務付ける規定です。

○記載した項目のうち有害物質については、全ての工場又は事業場で対象となります。

○有害物質以外の項目については、次の工場又は事業場は対象外です。

(一律排水基準又は上乗せ排水基準が適用されない項目は対象外です。)

対象外となる条件	対象外となる項目
排出水の日平均が 50 m ³ 未満	一律排水基準に定める項目
排出水の日最大量が 50 m ³ 未満	上乗せ排水基準に定める項目

○排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次のとおり行わなければなりません。(水濁法施行規則第9条)

<測定方法>

- ・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年環告 64）により行う。

<測定頻度>

- ・当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により申請したものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行う。
- ・ただし、旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上行う。

<試料採取の時期及び時刻>

- ・測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取する。

<測定の結果の記録>

- ・測定の結果は、様式第 8 による水質測定記録表により記録する。
- ・ただし、計量法第 107 条の登録を受けた者から様式第 8 の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合（同法第 107 条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

<測定の結果の記録の保存>

- ・測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は上記ただし書に定める証明書（計量法第 107 条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存する。

○県による定期的な立入の際に排出水の汚染状態の記録を確認する場合がありますので、すぐに記録を提示できるよう整理して保存してください。

○県が抜き打ちで実施する排出水の検査（行政検査）とは異なります。

4. 3 事故時の措置

対象	特定事業場の設置者
内容	○当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずる。 ⇒その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
時期	速やかに
様式	県独自様式1 事故報告書

(根拠：水濁法第14条の2第1項)

【解説】

(1) 通報

- 有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透した場合は、速やかに関係機関へ通報してください。
- 関係機関としては、次の機関が挙げられます。工場又は事業場の立地する地域や事業内容に応じた緊急連絡網を作成し、備えてください。

環境関係	管轄する県保健福祉事務所等、市町環境担当部署
災害関係	県警察、消防署、海上保安庁
管理者等	河川管理者、下水道管理者、水道事業者、 利水関係機関（漁業団体、土地改良区等）

(2) 応急の措置を講ずべきことの命令

- 知事は、特定事業場の設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、特定事業場の設置者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。（水濁法第14条の2第4項）

(3) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

- 知事は、工場又は事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、工場又は事業場の設置者等に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。（水濁法第14条の3第1項、第2項）
- 工場又は事業場の設置者等は、上記命令に係る措置に協力しなければなりません。（水濁法第14条の3第3項）

4. 4 事業者の責務

対象	事業者
内容	その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(根拠：水濁法第 14 条の 4)

【解説】

- 汚水又は廃液を公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させる全ての事業者（事業活動を行う者一般）を対象としています。
- 本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業者に排水等の測定又は公共用水域等の汚濁の防止のための措置を強制するものではありません。
- 具体的な措置としては、例えば、事業活動に伴う汚水又は廃液の排出先の把握、汚濁の負荷の低減に資する施設の整備及び維持管理等が想定されています。